

令和7年度 文化係 主要事業について

1. 史跡小山崎遺跡に係る整備について（令和2年3月10日国史跡指定）

（1）史跡小山崎遺跡整備実施設計・整備工事

令和6年度末までに策定予定の史跡小山崎遺跡整備基本設計を踏まえ、令和8年度整備計画に係る実施設計内容の検討と史跡境界柱設置工事施工

◎ 史跡小山崎遺跡整備実施設計策定委員会（仮称）の開催

委員会の構成（想定）

・委員5名（考古・都市計画・文化財行政）

・オブザーバー2名

文化庁 文化資源活用課 職員

山形県観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課 職員

・事業協力者（必要に応じて出席依頼）

東北大学名誉教授（植物考古学）

樹木医（森づくり）

・計画策定支援業務 委託業者

※ 令和6年度 「史跡小山崎遺跡整備基本設計策定委員会」の開催状況

委員長・・・岡村 道雄 氏（元文化庁主任文化財調査官）

副委員長・・・渋谷 孝雄 氏（山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館 館長）

第1回 令和6年11月1日

第2回 令和7年2月19日（予定）

（2）遺跡のガイダンス機能について（町内施設の活用）

（整備の考え方）

・小山崎遺跡のガイダンス機能に加え、歴史民俗学習館に所蔵されている民具・農具も含めた展示施設（資料館）

・埋蔵文化財調査室（旧西遊佐小）を移転し、調査・研究の拠点としての機能を併せて持つ施設

※史跡小山崎遺跡のガイダンス施設として、小学校統合後の吹浦小学校の利用を希望していた。ガイダンス施設改修にあたっては、文化庁の補助金を活用する想定であったが、補助の要件を満たさないことが判明した。（ガイダンス施設として予定していた吹浦小学校と遺跡との距離が遠すぎるため）

遊佐町空き校舎利活用基本計画(R5.1)において、小山崎遺跡ガイダンス施設として旧吹浦小学校の利活用について位置付けされているが、今般、民間事業者からの利活用意向を背景に庁内で旧吹浦小学校利活用の見直しが提起されている。

そのため、令和7年度は改めて庁内調整を図りながら、旧吹浦小学校を含め町内施設活用を基本としてガイダンス施設整備について検討していく。

(3) ガイダンス施設整備のための活用を検討している補助事業

「新しい地方経済・生活環境創生交付金(拠点整備事業)」 1/2補助

(4) 歴史民俗学習館民具・農具の台帳整理

民具・農具の登録有形文化財に向けた検討について、過去に文化庁調査官から提案を受けたことがあり、小山崎遺跡整備基本計画策定委員会の委員からも充実した民具・農具を文化財登録に向けてはどうかとの意見が出されたことから、ガイダンス施設内に、歴史民俗資料館収蔵品の一部展示を想定する。

当初台帳整備時から相当経過し、この間、新規採納・保管場所の移動等も生じているため、収蔵品台帳整備と棚卸作業が必要となる。

令和7年度は、小山崎遺跡ガイダンス施設整備の検討と連動しながら、今後の歴史民俗学習館の今後のあり方や台帳整理について、管理委託団体・地域団体等の関係者と意見交換していく。

2. 史跡鳥海山と遊佐象潟道路に係る記録保存調査について

平成25年5月に事業化された遊佐象潟道路(供用開始時期調整中)は、史跡鳥海山の指定範囲内を通過することから、これまで文化庁、酒田河川国道事務所、県、町による史跡保護に係る協議を継続的に行ってきた。

これまでの協議内容に基づき、酒田河川国道事務所では令和6年9月に文化庁宛史跡鳥海山の現状変更許可協議を提出し、これに対して文化庁は令和6年11月開催の文化審議会専門調査会での審議を経て、同年12月に同意回答を発出した。

その際の付帯条件として、施工前に遊佐町教育委員会による史跡範囲(約400m²)の発掘調査が求められている。

そのため、教育委員会では、酒田河川国道事務所と協議のうえ、史跡範囲の発掘調査を令和7年度に実施することとしている。あわせて、現状変更された後の史跡の価値向上を図るべく、道路整備後の復元仕様について意見交換を行っていくこととする。

3. 民俗芸能について

(1) 来訪神行事保存・振興全国協議会事業について

平成30年に「来訪神 仮面・仮装の神々」として関係する全国の来訪神行事とともにアマハゲがユネスコ無形文化遺産に登録された。

来方神行事保存・進行全国協議会は、アマハゲを含む全国10行事の関係団体により構成され、「来訪神行事」の保存・振興のため、活動を行ってきた。今年度から加盟市町村において研修会を持ち回りで実施することとしており、令和7年度は秋田県男鹿市において開催される予定。

(2) 全国神楽継承・振興協議会事業について

国の重要無形民俗文化財の指定を受けた神楽の保存団体等により構成され、神楽を保存継承していくための課題の共有、取り組みを目的としており、町からは杉沢比山保存会が加盟している。

これまで、「日本の神楽」として令和8年度のユネスコ無形文化遺産登録を目標に活動してきたが、令和5年度における国内の新規提案候補が「書道」とされたことから、今後は、最短で令和10年度登録を目指して要望活動等を展開していく予定。

4. 遊佐町史について

令和4年度に通史として完成した遊佐町史の内容に関連して、町史を活用した町民向け講座開催などを計画していく。

5. 文化財の保存・活用について

遊佐町指定文化財補助金交付事業

平成31年に制定した遊佐町指定文化財補助金交付事業は、国・県・町の指定を受けた文化財の保護のための管理又は修理に対して補助する事業。令和6年度までの6年間で7件の指定文化財の修理等に対して 総額1,575,000円の補助を実施している。

引き続き本事業の周知を図り、本事業を活用した町内文化財の保護に努める。

6. 杉沢比山伝承館の災害復旧について

令和6年7月25日からの大雨により床上浸水等の被害にあった杉沢比山伝承館・語りべの館について、これまで災害ボランティアや県立遊佐高校からの協力を得ながら、災害ゴミと屋内土砂撤去を行ってきた。また、語りべの館は杉沢比山伝承館に比べ被害軽度のため令和7年度は、「公立社教施設災害復旧費補助金社会教育施設災害復旧費補助金」(補助率2/3)を活用して、杉沢比山伝承館災害復旧工事を進めていく。